沖縄県中城湾南部流域下水道
事　業　計　画　書　（　変　更　）

流域下水道管理者　　沖　縄　県　知　事

工事着手の年月日　　平成　８年　９月　５日

令和　７年　３月３１日

工事完成の予定年月日　　令和１３年　３月３１日

（第1表）

流域関連公共下水道の予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書								
流域関連公共下水道の予定処理区域の面積		約1,801 約1,850 ﾍｸﾀｰﾙ		流域関連公共下水道の予定処理区域内の地名		中城村，西原町，与那原町，南城市 区域は下水道計画一般図表示のとおり		
流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ﾍｸﾀｰﾙ）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	中城村	中城村関連公共下水道	伊　舎　堂	100.4	No. 0-1	中城村 字添石	中城幹線	
			屋 宜 第 3	11.7	No.0-2-1	中城村 字添石		
			屋 宜 第 2	3.6	No.0-2-2	中城村 字屋宜		
			屋 宜 第 1	12.0	No.0-2	中城村 字屋宜		
			当 間 第 3	21.2	No.0-3-1	中城村 字当間		
			当 間 第 2	14.5 18.1	No.0-3	中城村 字当間		
			当 間 第 1	49.4 51.1	No.0-4	中城村 字安里		
			津　　覇	20.2	No.1-1	中城村 字津覇		
			北　浜　北	1.3	No.1-2	中城村 字北浜		
			北　　浜	6.3	No.1	中城村 字北浜		

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ヘクタール）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	中城村	中城村関連公共下水道	南　浜	35.1	No.1-3	中城村 字南浜	中城幹線	
			南浜南	0.2	No.1-4	中城村 字南浜		
			南上原北	26.4 27.9	No.11	中城村 字南上原	新中城幹線	
			南上原中	33.8	No.12	中城村 字南上原		
			南上原中第1	10.7 12.1	No.12-1	中城村 字南上原		
			南上原南	19.1 17.9	No.13	中城村 字南上原		
			棚原第1	32.9 34.3	No.N-3	西原町 字棚原		

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ヘクタール）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	西原町	西原町関連公共下水道	仲　伊　保	39.9 48.0	No.2-1	西原町 字小那覇	中城幹線	
			小那覇北	18.2 17.7	No.2	西原町 字小那覇		
			マリンタウン	18.5	No.4	西原町 字東崎		
			小那覇第5	1.1	No.4-1	西原町 字小那覇	佐敷幹線	
			兼　　久	3.0	No.5	西原町 字兼久		
			与　那　城	34.9	No.5-1	西原町 字兼久		
			平　　園	11.3	No.5-2	西原町 字与那城		
			美　　咲	14.1	No.6	西原町 字我謝		
			我　　謝	17.1	No.6-1	西原町 字我謝		
			上　原　北	2.1	No.N-1	西原町 字上原	新中城幹線	

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ヘクタール）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	西原町	西原町関連公共下水道	上　原　南	14.2	No.N-2	西原町 字上原	新中城幹線	
			棚 原 第 1	141.2	No.N-3	西原町 字棚原		
			棚 原 第 2	7.3	No.N-4	西原町 字棚原		
			棚 原 第 3	29.8	No.N-5	西原町 字棚原		
			坂 田 第 1	47.9 61.7	No.N-6	西原町 字翁長		
			坂 田 第 2	18.4	No.N-7	西原町 字翁長		
			翁 長 第 1	21.7	No.N-8	西原町 字翁長		
			翁 長 第 2	9.9	No.N-9	西原町 字翁長		
			翁 長 第 3	9.8	No.N-10	西原町 字翁長		
			呉　　屋	42.6	No.N-11	西原町 字呉屋		

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ヘクタール）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	西原町	西原町関連公共下水道	津　花　波	9.9	No.N-12	西原町 字津花波	新中城幹線	
			小　橋　川	18.9	No.N-13	西原町 字小橋川		
			嘉　手　苅	20.1	No.N-14	西原町 字嘉手苅		
			小那覇第1	1.4	No.N-15	西原町 字小那覇		
			小那覇第2	5.9	No.N-16	西原町 字小那覇		
			小那覇第3	38.4	No.N-17	西原町 字小那覇		
			小那覇第4	25.1	No.N-18	西原町 字小那覇		
			小 那 覇 南	0.3	No.N-19	西原町 字小那覇		
			ﾏﾘﾝﾀｳﾝ南	29.5	No.15	西原町 字東崎	マリンタウン幹線	
			兼 久 第 1	35.4	No.16	西原町 字兼久		
			兼 久 第 2	9.2	No.17	西原町 字兼久		

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ﾍｸﾀｰﾙ）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	与那原町	与那原町関連公共下水道	与原第3	15.0	No.7	与那原町字方切原	佐敷幹線	
			与原第2	10.3	No.7-1	与那原町字伊利原		
			与原第1	13.7	No.7-2	与那原町字与原		
			浜田	62.8	No.7-3	与那原町字新島原		
			新島	20.2	No. 8	与那原町字新島原		
			中島	19.2	No.8-1	与那原町字前島原		
			港	20.1	No.8-2	与那原町字東原		
			板良敷	28.2	No.8-3	与那原町字板良敷		
			当添	23.6	No.9-1	与那原町字板良敷		
			ﾏﾘﾝﾀｳﾝ第1	67.8	No.14	与那原町字ﾏﾘﾝﾀｳﾝ地内	マリンタウン幹線	
			ﾏﾘﾝﾀｳﾝ第2	14.3	No.14-1	与那原町字ﾏﾘﾝﾀｳﾝ地内		

流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積（単位ヘクタール）	流域関連公共下水道との接続箇所の番号	流域関連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘　　要
西原処理区	南城市	南城市関連公共下水道	津　波　古	99.8	No.10	南城市佐敷字新里	佐敷幹線	
			佐 敷 第 1	142.4 161.0	No.10-1	南城市佐敷字佐敷		
			佐 敷 第 2	9.3	No.10-2	南城市佐敷字佐敷		
			佐 敷 第 3	7.5	No.10-3	南城市佐敷字佐敷		
			兼　　久	15.7	No.10-4	南城市佐敷字兼久		
			新 里 第 1	9.4	No.10-5	南城市佐敷字新里		
			新 里 第 2	1.6	No.10-6	南城市佐敷字新里		
			新 里 第 3	74.6	No.10-7	南城市佐敷字新里		
			大　　里	49.8	No.8-0	与那原町字新島原		

（第2表）

計　画　降　雨　調　書			
排水区の名称	計画降雨量 一時間当たりの降雨量 （単位　ミリメートル）	確 率 年	摘　　要
－	－	－	－

（第3表）

吐　口　調　書							
流域下水道 処理区の名称	吐口の 種　類	吐口の番号 又は名称	吐口の 位　置	計　画 放流量	放流先の 名　称	放流先 の水位	摘　　要
西原処理区	処理施設	西原浄化センター 放流渠	西原町字 小那覇浜 田原地先	27,900 26,900 m^3／日	中城湾	放流先 L.W.L－1.23m	

（第4表）

管　渠　調　書								
流域下水道処理区の名称	幹線名	位　置		最大内のり寸法（単位ミリメートル）	最小内のり寸法（単位ミリメートル）	延長（単位メートル）	点検箇所の数	摘　　要
		起点	終点					
西　原 処理区	中城幹線	西原町字小那覇 深伊久	中城村字添石	1,100	350	6,920	1箇所	圧送解放部：1箇所（No.1-1） （方法）マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法 （頻度）5年に1回以上
	佐敷幹線	西原町字小那覇 浜田原地先	南城市佐敷字佐敷	1,500	300	11,200	1箇所	圧送解放部：1箇所（No.9-1） （方法）マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法 （頻度）5年に1回以上
	新中城 幹線	西原町字小那覇	中城村字南上原	900	250	7,610	0箇所	
	ﾏﾘﾝﾀｳﾝ 幹線	西原町字兼久	与那原町字 ﾏﾘﾝﾀｳﾝ地内	700	600	1,960	0箇所	
	計	―	―	―	―	27,690	2箇所	圧送解放部：2箇所

（第5表）

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積(単位ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口(人)	摘要
					晴天日最大(単位立法メートル)	雨天日最大(単位立法メートル)		
西原浄化センター	西原町字小那覇875番地10	7.63	BOD 15mg/L	標準活性汚泥法	35,600	―	84,000 83,000	計画下水量(日最大) 27,900m³／日 26,900m³／日 全体計画処理能力(日最大) 41,600m³／日 47,200m³／日 流入水質 240 BOD 230 mg/L 200 SS 210 mg/L

終末処理場等の敷地内の主要な施設					
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構　造	能　力	摘　要
西原浄化センター	流入管渠	1式	鉄筋コンクリート造	流量約0.8m³/秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 3,600m³/m²・日	2/2
	主ポンプ	5台	汚水ポンプ	5.8m³/分/台×2台 11.6m³/分/台×2台 14.6m³/分/台×1台 34.8m³/分	5/5(内1台予)
	最初沈殿池	3池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約50m³/m²・日	3/4
	反応タンク	3池	鉄筋コンクリート造	HRT8時間	3/4
	送風機	6台		風量36m³/分/台×2台 風量72m³/分/台×4台(1台予) 風量288m³/分	6/6(内1台予)
	最終沈殿池	3池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約15m³/m²・日	3/4
	消毒タンク	1池	鉄筋コンクリート造	接触時間約15分	1/2
	放流渠	1式	鉄筋コンクリート造	流量約0.8m³／秒	
	重力式汚泥濃縮タンク	2池	鉄筋コンクリート造	固形物負荷 約90kg/m²/日	2/2
	機械濃縮	2台	—	固形物負荷 25kg/m²/日	2/3
	汚泥消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	消化日数約30日	2/3
	ガスホルダ	3基	—	貯留時間約12時間	3/3
	機械脱水機	3台	—	10.0m³/時/台×3台 投入固形物量2.90t/日	3/3
	天日乾燥床	1式	鉄筋コンクリート造	面積　1,400m²	
	管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	—	
	沈砂池ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	—	
	機械濃縮棟	1棟	鉄筋コンクリート造	—	
	汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	—	
	ﾌﾞﾛﾜｰ電気棟	1棟	鉄筋コンクリート造	—	
	受変電設備	1式	—	—	
	自家発電設備	1台	—	—	

（第6表）

ポ　ン　プ　施　設　調　書						
ポンプ施設の名称	流域下水道処理区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積（単位　アール）	1分間の揚水量（単位立法ﾒｰﾄﾙ）		摘　要
				晴天時最大	雨天時最大	
中城ポンプ場	西　原処理区	中城村字安里桃原67番地2	8.4	2.9 2.5	—	
佐敷ポンプ場		南城市佐敷字新開503番地	7.4	4.9 6.2	—	

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構　造	能　力	摘　要
中城ポンプ場	主ポンプ	3 (内予1)	槽外型ポンプ	約3.0m^3/分 約2.5m^3/分/台×2台	3/3 2/3
佐敷ポンプ場	主ポンプ	3 (内予1)	槽外型ポンプ	約4.2m^3/分 約3.1m^3/分/台×3台	3/3

（第7表）

貯　留　施　設　調　書				
流域下水道処理区の名称	貯留施設の名称	貯留施設の位置	貯留能力（単位立法ﾒｰﾄﾙ）	摘　要
—	—	—	—	

（様式 1）施設の設置に関する方針

主要な施策 （事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載）	整備水準						事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等			現在 令和5年度末	中期目標 令和15年度末	長期 目標			
汚水処理	幹線管渠の整備率			100.0%	100.0%	100.0%	汚水処理の普及のため幹線管きょの整備を行う。	―	達成済み（一部ルート変更を予定）
耐水化	水害時における機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数（管理棟、ポンプ棟）2	0.0%	0.0%	100.0%	設備改築、耐震補強に併せて耐水化を図る	設備改築、耐震補強に併せて耐水化を図る	
			沈殿機能が確保された水処理施設（ブロワ棟・水処理）2	0.0%	0.0%	100.0%			
			汚泥処理機能が確保された施設数（汚泥処理棟）1	0.0%	0.0%	100.0%			
		ポンプ場	揚水機能が確保された施設数（ポンプ場）2	0.0%	0.0%	100.0%	BCPによる対応を行う。	－	
耐震化	災害時における機能確保率	重要な幹線等		98.2%	98.2%	100.0%	－	－	
		下水処理場		60.0%	60.0%	100.0%	設備改築工事の実施とともに耐震化を図る	－	
		ポンプ場（汚水）		100.0%	100.0%	100.0%	－	－	
汚泥の再生利用	有効利用割合			100.0%	100.0%	100.0%	発生汚泥を場外搬出し、コンポスト処理（肥料化）しており、今後も継続する。	―	達成済み

※長期目標の目標年次は、全体計画目標年次（令和27年度末）とする。

（様式 2）施設の機能の維持に関する方針

a）主要な施設に係る主な措置

ｉ）劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	【腐食環境下】 概ね1回/5年の頻度で点検を実施。 点検で異状を確認した場合には、調査を実施。 【最重要管理施設（リスクランクⅠ・Ⅱの施設）】 概ね1回/8年の頻度で点検を実施。 概ね1回/16年の頻度で調査を実施。 【重要管理施設（リスクランクⅢ・Ⅳ・Ⅴの施設）】 概ね1回/20年の頻度で点検を実施。 概ね1回/40年の頻度で調査を実施。
汚水ポンプ施設 （ポンプ本体）	日常点検及び定期点検は随時実施。 点検の結果、異常の兆候がある場合、または概ね1回/5年の頻度で調査を実施。
水処理施設 （送風機本体）	日常点検及び定期点検は随時実施。 点検の結果、異常の兆候がある場合、または概ね1回/5年の頻度で調査を実施。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	日常点検及び定期点検は随時実施。 点検の結果、異常の兆候がある場合、または概ね1回/5年の頻度で調査を実施。

ⅱ）診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕･改築の判断基準
管渠施設	健全度Ⅰ又は緊急度Ⅱ
汚水ポンプ施設 （ポンプ本体）	健全度2以下のものを改築の検討の対象とする。
水処理施設 （送風機本体）	健全度2以下のものを改築の検討の対象とする。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	健全度2以下のものを改築の検討の対象とする。

ⅲ）改築事業の概要（令和6年度～令和12年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	管渠：768m マンホール：29箇所 マンホール蓋：244箇所
汚水ポンプ施設 （ポンプ本体）	該当なし。ただし、ストックマネジメント計画の変更がある場合はそれによる。
水処理施設 （送風機本体）	該当なし。ただし、ストックマネジメント計画の変更がある場合はそれによる。
汚泥処理施設 （汚泥脱水機）	該当なし。ただし、ストックマネジメント計画の変更がある場合はそれによる。

b）施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たり概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね約6億円	概ね100年後	流域全体の投資上限額を設定し、各流域の投資上限額を設定した。

（様式 3）財政計画書

単位：千円

年　次	イ.　経　費　の　部								
	建　設　改　良　費					起債元利償還費	維持管理費	その他	合　計
	管　渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費				
過年度	12,513,306	1,637,422	18,156,071	32,306,800	4,582,429	2,860,917	5,051,427	-	40,219,144
令和5 年度迄	12,513,306	1,435,530	15,692,280	29,641,116	4,582,429	4,242,162	3,856,153	-	37,739,430
令和6 年度	-	77,396	511,595	588,990	-	241,425	345,163	-	1,175,578
	-	-	-	-	-	268,564	303,152	-	571,716
令和7 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	179,900	-	-	179,900	-	269,159	308,388	-	757,447
令和8 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	179,800	-	-	179,800	-	268,342	313,221	-	761,363
令和9 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	285,444	318,869	-	604,313
令和10 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	258,900	324,919	-	583,819
令和11 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	244,326	331,777	-	576,103
令和12 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	216,366	338,244	-	554,610
令和 6～ 12年度	-	77,396	511,595	588,990	-	241,425	345,163	-	1,175,578
小計	359,700	-	-	359,700	-	1,811,101	2,238,570	-	4,409,371
	12,513,306	1,714,818	18,667,666	32,895,790	4,582,429	3,102,342	5,396,590	-	41,394,722
合　計	12,873,006	1,435,530	15,692,280	30,000,816	4,582,429	6,053,263	6,094,723	-	42,148,801

記載要領

1．流域関連公共下水道は「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営負担金を含む。

2．「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

単位：千円

年　次	ロ. 財　源　の　部										
	建　設　改　良　費						維持管理費及び起債償還費				合　計
	国　費	起　債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	下水道使用料	他会計繰入金	その他	計	
過年度	27,168,795	4,474,722	160,180	-	503,102	32,306,800	-	4,339,186	3,573,158	7,912,344	40,219,144
令和5 年度迄	19,760,787	4,940,197	160,180	-	4,779,952	29,641,116	-	4,242,162	3,856,153	8,098,315	37,739,430
令和6 年度	435,293	76,849	-	-	76,849	588,990	-	241,425	345,163	586,588	1,175,578
	-	-	-	-	-	-	-	268,564	303,152	571,716	571,716
令和7 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	119,933	29,983	-	-	29,984	179,900	-	269,159	308,388	577,547	757,447
令和8 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	119,867	29,967	-	-	29,966	179,800	-	268,342	313,221	581,563	761,363
令和9 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	285,444	318,869	604,313	604,313
令和10 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	258,900	324,919	583,819	583,819
令和11 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	244,326	331,777	576,103	576,103
令和12 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	216,366	338,244	554,610	554,610
令和 6～ 12年度	435,293	76,849	-	-	76,849	588,990	-	241,425	345,163	586,588	1,175,578
小計	239,800	59,950	-	-	59,950	359,700	-	1,811,101	2,238,570	4,049,671	4,409,371
合　計	27,604,088	4,551,571	160,180	-	579,951	32,895,790	-	4,580,611	3,918,321	8,498,932	41,394,722
	20,000,587	5,000,147	160,180	-	4,839,902	30,000,816	-	6,053,263	6,094,723	12,147,986	42,148,801

下水道使用料関連事項	
	接続率：
	講じる対策：関連市町で検討
	有収率：
	講じる対策：関連市町で検討
	その他の講じる対策：関連市町で検討

記載要領
1.「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2.「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保険・人口問題研究所等による人口・世帯数の見通し、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4.「下水道使用料関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン（平成26年6月、国土交通省・（公社）日本下水道協会）」等も必要に応じ参照すること。
5.「下水道使用料関連事項」の「その他の講じる対策」欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。